年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の 有無	備考
30	営繕課	H30.5.10	鎌田幼稚園外10園空調設備設置 工事監理業務委託	空調設備設置工事に伴う 工事監理業務委託 1式	1	H30.5.11	(株)小林設計	松阪市星合町2198-2	1,486,080	1,144,800	地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号及び 第6号による随意契約。 本業務において、幼稚園各部屋への空調設備設 置工事監理であり、全11園の工事が同時進行で進 捗する中、限定された工事期間に完成する必要が あることから、各園での調整および内容確認のため の工事監理業務には該当各幼稚園の設計内容を 熟知している工事監理者でないと困難である。 また、基本及び詳細設計を履行した建築事務所 であれば意図伝達業務および設計図書の内容把 握業務の省略が可能である。以上により、随意契 約とした。	無	
30	営繕課	H30.7.6	松阪市立鎌田中学校校舎改築工 事監理業務委託	鎌田中学校校舎改築工事 の工事監理業務 鉄筋コンクリート造3階建て 延 べ面積7,028.13m2等	1	H30.7.11	石本・アスカ特定建築 設計共同企業体	名古屋市中区栄四丁 目3番26号昭和ビル	52,818,480	47,952,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第二号による随意契約。 設計業務については高い技術力を求め公募型プロポーザル方式により設計者を選定しており、監理業務においても設計業務同様に技術力を要する。また、既設校舎を解体する前に新校舎を使用するため建築基準法上の仮使用の承認が必要であり、設計内容を反映して安全計画書等の書類を作成し、法手続きを行う必要がある。以上のことから、「松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計及び実施設計業務委託」の設計者である『石本・アスカ特定建築設計共同企業体』と随意契約を行い、工事監理業務を委託した。	有	
30	営繕課	H30.7.5	松阪市立三雲中学校校舎増築他工事設計意図伝達業務委託	三雲中学校校舎増築他工 事の設計意図伝達業務 鉄骨造2階建て 延べ面積 562.32m2等	1	H30.7.5	駒田建築設計事務所・ 開設計特定建築設計 共同企業体	松阪市大塚町356-7	1,026,000	972,000	地方自治法施行令167条の2 第1項 第二号による随意契約。 本務の対象工事は「松阪市立三雲中学校校舎 増築他工事」であり、平成29年度に「三雲中学校給 食配膳室増築他工事設計業務委託」において設計されたものである。 設計意図を施工者に正確に伝えるため、設計者 である「駒田建築設計事務所・閑設計特定建築設 計共同企業体」より見積もり徴収の上、予定価格内 にて随意契約とした。	無	
30	営繕課	H30.7.10	松阪市新福祉会館大規模改造工 事監理業務委託	新福祉会館(旧松阪公民館)の大規模改造工事の 監理業務 規模:RC造 4 階建て 延べ面積 2,205.99m2	1	H30.7.11	(株)小林設計	松阪市星合町2198-2	13,685,760	10,778,400	地方自治法施行令167条の2 第1項 第二号による随意契約。 本工事は、延べ面積が2000㎡を超える建築物の一部解体や耐震補強などを含む複雑な大規模改造工事であるため、工事監理業務においては高い技術を要するとともに、建築物の現況や設計内容的把握に時間を要する。更に、現場状況により設計交更が想定される改修工事であるため、限られた工期で工事を進めるには設計内容等の把握や変更協議に迅速に対応する必要があることから、建築物の現況や設計内容を十分把握した設計者でなければ対応できない。以上のことから、松阪市新福祉会館大規模改造工事設計業務委託の受託者である株式会社小林設計と随意契約を行った。	有	

様式第4号(第6条関係)

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の 有無	備考
30	営繕課		庁舎本館空調設備他改修工事監 理業務委託	庁舎本館空調設備他改修 工事に伴う工事監理業務 委託 1式	1	H30.7.11	市川三千男・時田特定 建築設計共同企業体		31,755,240	27,540,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第二号による随意契約。 庁舎本館空調設備他改修工事は、複雑な設計を 必要とする既設空調設備の更新であることから工事監理業務においても設計と同様に技術を要し、また工事内容についても設計変更が想定される改修工事であるため、限られた工期で工事を進めるには設計内容や変更協議に迅速に対応する必要があることから、設計内容を十分把握した設計者でよければ対応できない。以上のことから、中央管理方式の空調設備設計業務委託の履行実績並びに技術者資格として設備設計一級建築工又は建築設備者資格として設備設計一級建築工又は建築設備本を要件とした庁舎本館空調設備改修工事設計業務委託の受託者である市川三千男・時田特定建築設計共同企業体と随意契約により、工事監理業務を委託した。	有	
30	営繕課		中川幼稚園外2園空調設備設置工 事監理業務委託	空調設備設置工事に伴う 工事監理業務委託 1式	1	Н30.8.27	(株)小林設計	松阪市星合町2198-2	1,261,440	972,000	地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び第6 号による随意契約。 本業務において、幼稚園各部屋への空調設備設置工事監理であり、全3園の工事が同時進行で進 捗する中、限定された工事期間に完成する必要があることから、各園での調整および内容確認のため の工事監理業務には該当各幼稚園の設計内容を 熟知している工事監理者でないと困難である。 また、基本及び詳細設計を履行した建築事務所であれば意図伝達業務および設計図書の内容把握業務の省略が可能である。 以上のことにより、株式会社小林設計より見積も りを徴収の上、予定価格内にて随意契約とした。	無	

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の 有無	備考
30	営繕課	H30.10.9	中原小学校消火管改修工事	消火·配管用炭素鋼鋼管 65A 172m 消火·配管用 炭素鋼鋼管 50A 32m 改 修	1	H30.10.12	(株)ハヤシコーポレー ション	松阪市曽原町 728-4	4,821,120	4,320,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2及び6号による随意契約。松阪市公告契第132号の山室山小学校外1校消火ポンプユニット改修工事にて、中原小学校に設置の消火ポンプユニットの取替を実施した。 取替後、水圧試験を行ったところ、既設消火配管の埋設部分に漏水があり、規定圧力の保持が出来なかった。 既設埋設消火配管は、校舎土間下やプールへの渡り廊下の土中等に敷設されており、漏水箇所の特定が困難であること、また、既設配管が校舎建設時昭和54年2月のもので、老朽化が著しいことから地中埋設置されているもので、老朽化が著しいことから地中埋設置されているもので、消火ポンプユニット取締での受検が必要となるが、以上の経緯が当時検査の受検が必要となるが、以上の経緯が当時検査の受検が必要となるが、以上の経緯が当時検査の受検が必要となるが、以上の経緯が当時検査の受検がが出来ていない状況である。本工事は、山南空山小学校外1校消火ポンプユニット改修工事と同一設備工事であることから一体施工が必要であり、同業者での施工が必須となる。更に、同業者で施工をさることに、同業者で応工工が必要であり、「株式会社ハヤシコーポレーション」より見積を徴収の上、予定価格内にて随意契約とした。	無	
30	営繕課	H30.10.18	松阪市立春日保育園園舎改築工 事監理業務委託	春日保育園園舎改築 工事の工事監理業務 木造平屋建て、延べ 面積1,704.28m2等		H30.10.22	(株)アスカ総合設計	松阪市伊勢寺町590-4	12,723,480	9,936,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第二号による随意契約。 既設園舎を解体する前に新園舎を使用するため建築基準法上の仮使用の承認が必要であり、設計内容を反映して安全計画書等の書類を作成し、法手続きを行う必要がある。 以上のことから、「松阪市立春日保育園園舎改築工事設計業務委託」の受託者である『株式会社 アスカ総合設計』と随意契約により、工事監理業務を委託した。	有	

白	度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の 有無	備考
	30	営繕課	H30.12.10	飯高総合案内施設パリアフリー化 改修工事	アルミ建具改修工事 W3,920×H3,050 1ヶ所 スローブ設置工事 一式	1	H30.12.14	名松建設(有)	松阪市茅原町925	7,858,080	6,694,920	地方自治法施行令第167条の2第1項第八号による随意契約。 本工事については、平成30年11月16日付、松阪市公告契第386号条件付一般競争入札において、同日落札制限により無効となり入札不調となった。 本工事は、飯高総合案内施設のバリアフリー化を進める工事である。 条件付一般競争入札において、入札参加者が1社であり、同日落札制限により無効となったものであるが、事業化された当工事を今年度内に完成させる必要がある。 以上のことから、当工事の入札に参加した名松建設有限会社と随意契約を行った。	有	
	30	営繕課	H30.12.18	漕代水防倉庫復旧工事	スチールプレファブ倉 庫新築: 24.24m2 既 設倉庫基礎解体 等	1	H30.12.21	溝川土建(有)	松阪市久保町1184-23	2,468,880	2,440,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号本工事は、漕代水防倉庫の復旧を進める工事である。 条件付一般競争入札において、入札参加者が1社であり、同日落札制限により無効となったものであるが、事業化された当工事を今年度内に完成させる必要がある。 以上のことから、当工事の入札に参加した溝川土建と随意契約を行った。	有	
;	30	営繕課	H30.12.18	幸小学校コンクリートブロック塀改修工事	スチールプレファブ倉庫新 築:24.24m2 既設倉庫基 礎解体 等	1	H30.12.21	溝川土建(有)	松阪市久保町1184-23	3,858,840	3,507,840	地方自治法施行令第167条の2第1項第8項による 随意契約。 本工事は、幸小学校のコンクリートブロックの改修 を進める工事である。 条件付一般競争入札において、入札参加者が1 社であり、同日落札制限により無効となったもので あるが、事業化された当工事を今年度内に完成さ せる必要がある。 以上のことから、当工事の入札に参加した下記業 者と随意契約を行った。	有	

様式第4号(第6条関係)

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の 有無	備考
30	営繕課	H30.12.14	粥見小学校トイレ改修工事	トイレ改修工事 一式	1	H30.12.19		松阪市中央町306番 地の1	4,458,240	3,996,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 第6号による随意契約。 本工事は粥見小学校の屋内運動場のトイレの改 修を行うものである。 現在、施工中である松阪市立粥見小学校校舎改 築工事と工期及び工事場所が重なっており、同業 者で施工しないと、工事時期の調整による工事の 遅れや工事作業区域を分けることができないことに よる安全確保など、工事の進捗や安全な遂行に支 障が出てしまう。 以上のことから、松阪市立粥見小学校校舎改築 工事の施工者である株式会社北村組と随意契約を 行った。	無	
30	営繕課	H30.12.21	粥見小学校コンクリートブロック塀 等改修工事	既設CB塀撤去、目隠 しフェンス新設 他	1	H30.12.26		松阪市中央町306番 地の1	4,842,720	4,320,000	地方自治法施行令第167条の2第1項2号及び第6による。 本工事は粥見小学校のコンクリートブロック塀の撤去、目隠しフェンスの新設等の改修を行うものである。本工事は粥見小学校のコンクリートブロック 塀の撤去、目隠しフェンスの新設等の改修を行うものである。 現在、施工中である松阪市立粥見小学校校舎改 業工事と工期及び工事場所が重なっており、同業者で施工しないと、工事時期の調整による工事の遅れや工事作業区域を分けることができないことによる安全確保など、工事の進捗や安全な遂行に支障が出てしまう。 以上のことから、松阪市立粥見小学校校舎改築工事の施工者である株式会社北村組と随意契約を行った。	無	
30	営繕課	H31.1.11	粥見小学校屋外附帯工事	カーポート設置、芝舗装 174m2 他	1	H31.1.16		松阪市中央町306番 地の1	4,928,040	4,320,000	地方自治法施行令第167条の2第1項2号及び第6号による随意契約。 本工事は粥見小学校の屋外附帯工事として、カーポートの設置、芝舗装等を行うものである。現在、施工中である松阪市立粥見小学校校舎改築工事と工期及び工事場所が重なっており、同業者で施工しないと、工事時期の調整による工事の遅れや工事作業区域を分けることができないことによる安全確保など、工事の進捗や安全な遂行に支障が出てしまう。以上のことから、松阪市立粥見小学校校舎改築工事の施工者である株式会社北村組と随意契約を行った。	無	

様式第4号(第6条関係)

年	度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の 有無	備考
3	30	営繕課	H31.2.13	松阪市新福祉会館コンクリートブ ロック塀改修工事	既設コンクリートブ ロック塀上部4段撤 去 目隠しフェンス H1.8m、L=20.8m	1	H31.2.15	日本土建(株)松阪支店	松阪市宮町100-9	2,822,040	2,484,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約。 本工事は松阪市新福祉会館のコンクリートブロック塀の撤去、目隠しフェンスの設置等の改修を行うものである。 現在、施工中である松阪市新福祉会館大規模改造工事と工期及び工事場所が重なっており、同業者で施工しないと、工事時期の調整による工事の遅れや工事作業区域を分けることができないことによる安全確保など、工事の進捗や安全な遂行に支障が出てしまう。 以上のことから、松阪市新福祉会館大規模改造工事の施工者である日本土建株式会社松阪支店と随意契約を行った。	無	